

母子寡婦福祉センター催し



△①絵手紙講習会▽

日時 2月20日(木)午後6時30分  
 ～8時30分。  
 費用 300円。

△②職業セミナー～基本に戻って自分改革▽

就労している方を対象にした講演です。

日時 2月24日(月)午後6時30分  
 ～8時30分。

※①②の対家母子家庭の母と寡婦各30人。

※①②の申込 2月12日(水)から電話。(先着)

申込先・詳細 市母子寡婦福祉セ

健康づくりはあなたから

「健康さつぽろ21」を策定しました

市民一人ひとりが健康づくりに取り組むための指針「健康さつぽろ21」。この計画では、幼年期から高齢期まで生涯を通じて健康の実現を目指し、健康づくりの課題を「母子保健」「栄養・食生活」「たばこ」など九つの領域に分けて、札幌市民の10年後の望ましい姿を目標値などで示しています。

計画の概要版は、各保健センター、区役所の広聴係などで配布しています。

【詳細】地域保健課 ☎(211)2306

ンター(社会福祉総合センター内/13階) ☎(631)3270  
 2003  
 出会いふれあいバザール

内容 社会福祉施設や小規模作業所の利用者による製作品の販売。

日時 2月21日(金)～23日(日)午前10時～午後7時(21日は正午から)。

会場 ジャスコ元町店(東区北31東15)。

【詳細】市社会福祉協議会 ☎(612)6110

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続きを

△児童扶養手当▽

①離婚、②未婚、③父親が

死亡・重度障害者・生死不明

・拘禁、児童遺棄の状態で、

父親と生計を同じくしていな

い児童(18歳に達した年度未

までの間にある児童または心

身障害児は20歳未満)を養育

している母親または養育者に

支給されます。ただし、所得限度額以上の方は支給が停止され、また、支給要件該当後未請求のまま5年を経過すると時効により請求できなくなりますのでご注意ください。

△特別児童扶養手当▽

20歳未満の重度または中度

の心身障害児を養育している

方に支給されます。ただし、

児童福祉施設に入所している

場合は支給されません。また

所得限度額以上の方は支給が

停止されます。

※両手当とも、支給要件に該

当しなくなった場合には届け

出が必要で、届け出が遅れ

るとさかのぼって手当をお返

しいただく場合があります

のでご注意ください。

【詳細】区役所(13階)の保健

福祉サービス課

特別障害者手当・障害児福祉手当の手続きを

△特別障害者手当▽

著しく重度の障害のため日

常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方に支給します。ただし、施設等に入所している場合、また、病院に3カ月以上入院している場合は支給されません。

△障害児福祉手当▽

重度の障害のため日常生活

において常時介護を必要とする

20歳未満の方に支給します。

施設等に入所している場合や、

障害年金などの給付を受ける

ことができる場合は支給され

ません。

※両手当とも、所得限度額以

上の方は支給が停止されます。

【詳細】区役所(13階)の保健

福祉サービス課

特別養護老人ホームの

入所決定方法が変わります

特別養護老人ホームの入所

決定は、各施設ごとに申し込

み順で行っていますが、4月

1日(火)以降は、入所の必要性

が高い方から優先的に行うこ

ととなります。これに伴い、



健康

健康教育講座

テーマ 健康習慣を身につけて、めざそう! いきいきシニアライフ ①生活習慣編。

日時 2月27日(木)午後1時30分～2時30分。

会場 中央保健センター(中央区南3西11)。

定員 50人。

申込 2月12日(水)から電話。(先着)

申込先・詳細 中央健康づくりセンター ☎(562)8700

今日から実践!

七つの生活習慣

健康づくりの主役は、市民の皆さん一人ひとり。生涯を通じて健康を実現するために、今日から左例のような「健康的な生活習慣」を心掛けましょう。